

委 託 契 約 書 (案)

委託業務名	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る管理運用業務
履行場所	広島市こども未来局幼保給付課（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号） その他本市が指定する場所
委託期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
委託契約金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円)
支払方法等	広島市委託契約約款のとおり。
契約保証金	要（ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。）
その他の契約事項	広島市委託契約約款のとおり。
特約条項	個人情報取扱特記事項のとおり。
適用除外事項	契約保証金免除の場合は広島市委託契約約款18条
管轄裁判所	広島地方裁判所

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の広島市委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市
代表者 広島市長 松井 一實

受注者